

育児休業中の保育施設入所について

○育児休業中に新規で申し込む場合

原則慣らし保育があるため、職場復帰月の前月1日からの入所希望が可能となります。(例：2019年5月10日復帰→2019年4月1日入所可能)

○すでに在籍児がいて継続入所希望の場合

出生した児童の1歳の誕生日を含む月の翌月1日までに元の職場に復帰し、出生した児童の入所申込みの提出がある場合にかぎり、在籍児童の継続入所が認められます。それ以外は、妊娠・出産要件の期間が終了すると同時の退所となりますので、ご了承ください。

(例：2019年4月10日が誕生日→2020年5月1日までに復帰⇒継続可能)
(上記以外の場合は2019年6月末をもって退所となります)

※どちらの場合にも「育児休業取得証明書」が必要です。

申込み時に取得が決まっている場合は就労(予定)証明書の育休取得記入欄で兼ねることができます。

復帰後はかならず1ヶ月以内に「復職証明書」を提出ください。

※ 注 意 ※

○出生した児童の入所申込みをしたが、入所が決定しなかった場合のみ、引き続き在籍児童の継続が可能です。保護者の方が入所決定前に1年以上の育休を取得することが決まっている場合、在籍児童は退所となります。ご注意ください。

○育休の復帰日については、事前に就労先とよくご相談のうえ、申込みください。

○入所決定後、育休復帰日を延長又は、入所月を変更することはできません。場合によっては内定取消しとなる場合があります。

○各給付金(育児休業給付金等)については、管轄のハローワークにて、事前にご自身の責任においてよくご確認ください。

○保育所入所申込みがない月の「入所保留通知」は発行できません。入所結果が通知された後、入所希望月の変更はできませんのでご注意ください。事前に就労先、ハローワーク等で十分な確認をしたうえで申込みください。

育休延長及び育児休業給付金取得のみを目的とした申込みは受け付けできません。